

新規規制に関する事前評価書

＜地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律＞

規制の名称	京都メカニズムのための割当量口座簿制度の法定
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号： 03-5521-8330 e-mail： RYOTA_KONDO@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月14日
政策目的	算定割当量の取得、保有及び移転(以下「算定割当量の管理」という。)を記録する口座簿(以下「割当量口座簿」という。)を法制化することにより、京都メカニズムの基盤を整備する。
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定割当量の管理を行おうとする法人に、管理口座の開設を受けることを義務付ける。 ・ 口座名義人に、管理口座に係る記録事項の変更の届出を義務付ける。 ・ 算定割当量の取得及び移転(以下「振替」という。)を行おうとする口座名義人に、振替の申請を義務付ける。 <p>根拠条文等：地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律第32条第1項、第33条第1項及び第34条第2項</p>
規制の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定割当量は、京都議定書に基づいて電子的にのみ発行されるもの。この算定割当量の保有、取得、移転等は電子的データベースである割当量口座簿により管理されることとなっている。 ・ 京都議定書に基づいて温室効果ガスの排出削減義務を負う先進締約国は、京都メカニズムを活用するために、この割当量口座簿の管理を義務付けられている。我が国が京都議定書に基づく削減約束を達成するためには、国内対策に最大限努力してもなお不足する差分について京都メカニズムを活用する必要がある。 ・ また、割当量口座簿は、第一約束期間が終了した後に、政府の口座に存在するクレジットと実際の排出量を比較することにより、京都議定書の約束を遵守したかどうかを証明するためにも必要となるもの。 ・ さらに、京都議定書の削減約束を履行するためには、京都メカニズムの活用により、国として約1億CO₂トン分の算定割当量を調達する必要があり、そのためには民間事業者による算定割当量の取得・取引の活発化が前提となる。 ・ 以上のことから、算定割当量を取得・保有・移転する者の取引の安全を確保するため、割当量口座簿制度を法制度として整備する必要がある。
期待される効果	割当量口座簿を法制化することにより、算定割当量の取引の安全が確保され、民間事業者等による算定割当量の取引が活発化することが期待される。これにより、国による算定割当量の調達が可能となり、我が国の京都議定書の約束が達成されることとなる。
想定される負担	算定割当量の管理を行おうとする法人は、管理口座の開設の申請、管理口座に係る記録事項の変更の届出及び算定割当量の振替の申請を行わなければならない。
想定できる代替手段との比較考量	<p>代替手段として、現在のように、法律による規定を設けず単に割当量口座簿を設けるのみで、算定割当量の管理を民間事業者等の自由に委ねることが考えられる。しかし、その場合でも、</p> <p>国が割当量口座簿を運用する以上、民間事業者等は、算定割当量の管理を行うためには、割当量口座簿を法定化した際に負担としてあげられている手続と同様の手続を行う必要がある。</p> <p>算定割当量の管理に係る法的効力を有するルールが存在しない場合には、民間事業者等が算定割当量の取引等を行う際のリスクが非常に大きくなり、算定割当量の取引が活発に行われなくなるおそれがある。その場合、国による算定割当量の調達が困難となり、我が国の京都議定書の約束の達成も困難となるおそれがある。</p> <p>以上から、割当量口座簿を法制化する必要がある。</p>
備考	中央環境審議会答申「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」において、「1.6%分のクレジットを確保するためには、(中略)我が国においても、「政府によるクレジット調達制度」を可能な限りの早期、すなわち2006年度から導入することが不可欠であり、(中略)政府一体となって、必要な量のクレジットを取得するための制度を確実に整備し、計画的にクレジットを取得していくべきである。」と指摘している。
レビュー時期	平成20年までに行う。